

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について (令和2年4月13日現在)

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の利用及び保育料については、現時点（令和2年4月13日）において以下のとおりとなっています。

なお、今後状況の変化等により取扱いが変わる可能性があります。随時、松戸市ホームページに公表いたします。

[保育施設の対応について]

### 1 保育施設の臨時休園等について

- (1) 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合などは、当該保育施設の一部又は全部の臨時休園を行う場合があります。
- (2) 子どもが感染した場合や子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合は、欠席していただきます。（市が指定する期間）
- (3) 家庭保育が可能な方は、登園自粛の要請を行います。

→ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、登園自粛して下さい。

なお、就労を継続する必要がある場合等の方には、引き続き保育の提供を行います。

別紙 1「新型コロナウイルス感染症防止のための市内保育施設登園自粛要請について」  
(令和2年4月8日付)

### 2 保護者向け情報

#### (1) 保育施設の保育料について

- 上記1の方針に基づき、保育施設の臨時休園等を行った場合、0歳児から2歳児の保育料を日割り計算により減額します。
  - ・ 保育料は、減額前の金額で一旦納入していただきます。
  - ・ 後日、各保育施設から本市に登園自粛に協力いただいた日数（欠席日数）の報告を受けて、保育料の減額の対応をいたします。
  - ・ 3歳児から5歳児の給食費については、月ごとの食材の購入計画等に基づき月額徴収を基本としております。この場合には、原則として、日割り計算による減額は行っておりません。ただし、施設により食材の購入計画等が異なるため、詳細については各保育施設にお問い合わせください。

[日割り適用した場合の保育料]

保育料×（その月の登園しなかった日を除く開所日）÷25

※登園しなかった日には、保育施設の臨時休園日も含む。

[対象期間]

令和2年4月1日（水）から5月6日（水）までの予定

※期間を延長する場合があります。変更する場合は松戸市ホームページ等でお知らせします。

## (2) 育児休業の復職延期について

- 令和2年4月1日に入所される方のうち育児休業から復職予定の方については、登園自粛の要請終了後、翌々月の1日までに育児休業から復職していただく予定であれば、現在の認定内容（入所承諾・認定事由等）を変更いたしません。（保育施設の退園を求めないことといたします。）

→ 復職するまで特段の手続きは不要です。

復職の際は、「復職証明書」をご提出ください。

- なお、4月1日以前に入所している方のうち、当該登園自粛の要請期間に復職予定の方は、上記同様の取り扱いとします。

## (3) 求職活動中の方の認定期間について

- 保育の事由が「求職活動」として入園している方は、登園自粛の要請終了後、翌々月の末日までに就労証明書の提出により入園継続となっております。  
※従来は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出していただくことにより、入園継続となっております。

## 3 勤務先事業者向け

上記1の方針に基づき、本市では新型コロナウイルス感染症の脅威からお子様をはじめ、ご家族の生命や健康を守るため、保育施設等の登園の自粛を強く要請しております。

事業者の皆様におかれましては、緊急事態宣言が発令されている5月6日（水）まで、保育施設等に在籍する児童の保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機などの特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

別紙2 緊急事態宣言の発令に伴う保育施設等の登園自粛の要請について（事業者の皆様向け通知）

## 4 保育所（園）一時預かりについて

保育所（園）における、一時預かりについては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用自粛して下さい。

なお、就労を継続する必要がある場合等の方には、引き続き利用を認めてまいります。

## 5 認可外保育施設の新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナウイルス感染症対策に係る認可外保育施設の対応について

(公立保育所)

令和2年4月8日

(民間保育園)

(小規模保育施設)

(認定こども園)

保護者各位

松戸市

子ども部 保育課長

新型コロナウイルス感染症防止のための市内保育施設登園自粛要請について

日頃より、松戸市の保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。  
新型コロナウイルスの感染が世界的に広がる中、日本国内においても、全国的かつ急速に蔓延し、感染ルートを特定することができない感染者が増加している状況が続いております。4月7日に、感染拡大に対応するため「新型インフルエンザ等対策特別措置法」緊急事態宣言が発令されたことを受け、本市の保育施設においては、感染拡大を防止するため、保育施設の登園の自粛を要請します。

自粛要請期間 令和2年4月8日(水)～5月6日(水)までの予定

※緊急事態宣言の期間が延長されたときは、その終期まで。

保育施設の登園自粛を要請する子どもは、保育を必要とする事由(要件)に関わらず全ての子どもを対象としています。なお、就業を継続する必要がある場合等の方に引き続き保育の提供をまいります。

今後の状況の変化により臨時休園となる場合や登園自粛の要請に関する取扱いが変更となる場合も考えられます。随時、松戸市ホームページに公表してまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

登園自粛により保育施設を欠席した場合については、0歳児から2歳児の保育料を日割り計算により減額させていただく予定としております。(保育料については、利用者負担決定通知書に基づく保育料を一旦納付(口座引落含む)していただきます。)

松戸市役所  
子ども部 保育課  
047-366-7351

松子保第34号  
令和2年4月10日

認可保育園等に児童が在籍する  
保護者の勤務先事業者の事業主様

松戸市長 本郷谷 健次  
( 公 印 省 略 )

緊急事態宣言の発令に伴う保育施設等の登園自粛の要請について

令和2年4月7日、国の新型コロナウイルス対策本部長はインフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令、実施すべき区域として千葉県を含む7都府県を指定し、千葉県では外出の自粛要請が行われました。

これを踏まえ、本市の保育施設(認可保育園・認定こども園・小規模保育事業)及び認可外保育施設につきましては、ご家庭の状況により家に一人であることが難しい低年齢のお子様をお預かりする施設であることから、現段階では休園とすることは難しいものと考えております。

そこで、本市では新型コロナウイルス感染症の脅威からお子様をはじめ、ご家族の生命や健康を守るため、保育施設等の登園の自粛を強く要請しております。

事業者の皆様におかれましては、緊急事態宣言が発令されている5月6日(水)まで、保育施設等に在籍する児童の保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機などの特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

〈問い合わせ先〉

松戸市 子ども部 保育課

松戸市根本 387 番地の 5

TEL 047-366-1111 (内線 5326)

FAX 047-365-1009